

令和8年 4月1日  
江東区立南砂小学校  
校長 石川 千影

## 江東区立南砂小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた対象児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている対象児童・生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表 等】による「南砂小学校いじめ対策委員会」を設置して、定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。なお、学校サポートチームと連携し、早期解決をはかるために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む。

### 【南砂小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 月に1回程度、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 「学校サポートチーム」を活用し、学校内だけで対応せず、学校外の関係機関と連携していじめの未然防止、早期解決につなげる。
- (6) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

### 3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

#### 【具体的な取組内容】

- 各教科において、一人一人が分かり、できる喜びを実感できるような授業を行う。
- できたところを積極的に褒める、個に応じた課題を与える、スモールステップで指導するなど、指導の流れができるようにしていく。
- 算数においては、少人数指導を充実させる。学級数+2展開とし、個の理解度に応じた指導が可能となるようにする。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

#### 【具体的な取組内容】

- いじめは法律によって禁止されていることや罰則があることを知らせる。
- いじめを受けて心に深い傷を負った、命を絶った等、具体的な事例を通して、いじめの悲惨さが分かるような授業をする。副読本や国や都の資料集、VTRを活用する。
- 全学年で年間3回以上、命の大切さや、いじめについて考える授業を行い、実際いじめにあったときの対応等を学ぶ。

- (3) 体験活動の充実……他者と関わり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

#### 【具体的な取組内容】

- 心の教育を充実させ、積極的に外部講師を導入する。例として和の教育（茶道体験、箏体験、俳句制作体験等）、福祉体験、アスリート授業、ピオトープ学習等を行う。
- 下学年を思いやり、上学年の役割を自覚できるように、複数の学年合同の行事、授業を実施する。例として学校探検、地域清掃、遠足、仲よし班活動を行う。
- 特別支援教室との連携授業を実施し、特別に配慮を要する児童への理解啓発を図る。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童・生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

【具体的な取組内容】

- 友達のよいところ見付け、学級としてのまとまりの大切さを自覚させる。
- ふわふわ言葉とちくちく言葉を挙げるなど、相手を幸せにする言葉や傷つける言葉を確認する活動を、年間を通して行う。
- 係や当番活動を充実させて、一人一人の役割を自覚させ、学級の一員として働くことの楽しさや充実感が味わえるようにする。
- ひまわり教室と連携し、配慮を要する児童への理解を深め、学級経営に生かす。職員会議及び校内研究会において、巡回指導教員からの事例提案を行う。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童・生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

【具体的な取組内容】

- 特に高学年児童に対して、夏休みや冬休み前など年に2回は、パソコンや携帯を使ったインターネット、メールなどのルールやマナーについて、講師を招いて話を聞いたり、DVDを活用したりしての授業をする。
- 実際に起きた事件など事例の資料を通してその怖さを実感させる。
- セーフティ教室や保護者会等で学校と家庭との連携の大切さを伝え、SNS家庭ルールの遵守等について協力を呼び掛ける。

- (6) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

【具体的な取組内容】

- 年間最低3回（6月、11月、2月）に、職員会議の時間を活用して、教職員のいじめに関する研修会を実施する。
- 南砂小学校いじめ対策委員会を通して、児童の様子の見方や、日々の観察の仕方等について、SCからアドバイスをもらったり、意見交換をしたりする中で、児童を見取る力を上げていく。
- 職員夕会時に、校長が「いじめ基本対策」を活用したトピック研修を実施する。
- 校内研修を活用して、過去にいじめを受けた児童についても取り上げ、再発防止のための対策について共通理解を図る。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回（6月、11月、2月）児童・生徒に対するアンケート調査を実施する。

##### 【具体的な取組内容】

- ・担任だけでなく複数の目で見たと、感じたことでいじめがあるかどうか判断する。
- ・こどもへのアンケートの項目として、間接的にいじめを発見できるような内容、例えば「お金をかしてくれといわれたことがありますか」などを入れて行う。  
アンケート回収後→担任チェック→学年会で気になるアンケートについて話し合う。記入されたことから全て、全職員が共有できるよう、ファイルにまとめる→重大案件の場合は、いじめ対策委員会を臨時開催し、対応を検討する。
- ・アンケートで浮かび上がらないいじめを把握するため、教職員全体で遊びの様子、友達関係をしっかり観察し、普段からずっとひとりぼっちの子がいた場合など、いじめられている可能性があるとして、すぐに対応する。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

##### 【具体的な取組内容】

- ・4月、9月、1月など、学年はじめ、長期休業明け、特に変化に注意し授業以外の時間の様子の観察を担当が行う。気になる発言や様子があれば、特別に時間を設けて話を聞く。
- ・SCと連携し、気になる児童の観察を依頼し、情報交換を行う。5～7月にかけて、SCによる5年生全児童の面談を実施する。
- ・教育相談室を活用し、児童、保護者ともに利用しやすい環境をつくる。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

##### 【具体的な取組内容】

- ・保護者会（年2回）や個人面談（7・12月）、学校便りなどで、児童の学習や生活の様子を定期的に伝えていく。
- ・気になるときは必ず連絡帳や電話連絡で保護者に伝える。また、保護者から連絡があれば、**必ず学年や管理職に相談し、対応策をチームで考え、保護者に返事をする。**
- ・週に一度程度は、日記など書く時間を設けるなど、日頃児童が考えていることや思っていることを担任が把握できるようにする。
- ・連続日数欠席している児童については、いじめが原因と考えられるケースもあるので、家庭と連絡しながら、家庭の負担とならないよう訪問も行っていく。
- ・**週最低1回、必ず学年会を実施し、児童の生活や学習の状況を共通理解する中で、必ず「いじめ」に関する議題を提起し話し合う。その内容については、必ず生活指導主幹及び管理職に報告を挙げる。**
- ・**専科教員は、必ず最低週1回、学年会に参加し、専科授業での様子等について情報提供を行うとともに、対応策等についても共通理解を図る。**

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた対象児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。  
（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）。  
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた対象児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた対象児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) その他の関係機関やスクールロイヤーなどの専門家等との相談・連携を速やかに実施する。

## 6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂版）に基づいて調査等の適切な対処を行う。

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより対象児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより対象児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。その際、警察とも連携し、スクールサポーターの委員会への出席を校長より依頼する。
- ③ いじめを受けた対象児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。